

環境方針及び施策体系（平成24年度における取組事項の進捗状況評価一覧）

※平成24年度における取組結果の評価を3段階で示しています。
（詳細については次ページを御参照下さい。）

環境方針	施策の方向性	No.	取組事項	評価※	
①地球温暖化対策の推進 省エネルギーの徹底や再生可能エネルギー源の有効利用により、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止に貢献します。	省エネルギー及び温室効果ガスの削減 水道事業及び工業用水道事業は、浄水施設などの運転に多くの電力を消費しています。また、下水道事業においても、下水処理や汚泥処理工程において、施設の運転に多くの電力を消費しています。さらに、汚泥の焼却時には、二酸化炭素(CO ₂)と比べて温室効果の高い、一酸化二窒素(N ₂ O)が排出されています。 上下水道局では、川崎市地球温暖化対策推進基本計画・実施計画との整合を図りながら、消費エネルギーを低減し、温室効果ガスの排出量を削減するための取組を進めます。	1	省エネルギー型機器の採用	B	
		2	自然流下方式による取水・送水・配水	B	
		3	下水汚泥の高温焼却による温室効果ガスの削減	B	
	再生可能エネルギー源の有効利用 再生可能エネルギー源の利用は、経済面での効果に加えて、エネルギーの利用段階で温室効果ガスをほとんど排出しないことから、地球温暖化対策の推進にも大きく貢献します。 上下水道局では、施設の特性を活かした自然エネルギーを有効に利用します。	4	小水力発電の導入	C	
		5	太陽光発電システムの導入	B	
		6	施設における植栽の保全と緑化整備	B	
②資源・エネルギーの循環促進 廃棄物の抑制・リサイクルや資源・エネルギーの有効利用を促進し、循環型社会の構築に貢献します。	ヒートアイランド現象の緩和 ヒートアイランド現象は、都市化の進展に伴い、地表面被覆の人工化、オフィスや自動車からの人工排熱の増加などにより、気温が周辺域よりも高くなる現象です。川崎市内でも、その現象が見られることから、上下水道局においてもヒートアイランド現象の緩和に向けた取組を進めていきます。	7	浄水発生土の有効利用	B	
		8	下水汚泥の有効利用	C	
		9	建設副産物のリサイクル	上工水C 下水B	
	廃棄物の抑制・リサイクル 持続可能な循環型社会を構築するため、浄水・汚水の処理過程で発生する発生土及び汚泥、水道・下水道工事で発生する建設副産物、事業所から排出される廃棄物などの減量化を図るとともに、廃棄物のリサイクルを進めます。	10	水道管の浅層埋設化	A	
		資源・エネルギーの有効利用 下水処理や汚泥焼却の過程で、高度処理水や焼却熱等、利用可能な資源・エネルギーが生じるため、これらを有効活用することで循環型社会の構築に寄与し、地球温暖化の防止にも貢献します。	11	汚泥焼却熱を利用した温水プール	B
			12	高度処理水の有効利用	B
③健全な水循環・水環境の創出 水資源の確保と有効利用、下水道機能の維持・向上により、健全な水循環と良好な水環境を創出します。	水資源の確保・有効利用 水道事業及び工業用水道事業は、「安全で良質な水の安定供給」を実現するため、水源地において必要な水量と良好な水質を確保し、浄水処理した水を市民の皆様は無駄なく届けることが求められています。また、届けた水を市民の皆様大切に使用していただくことも、環境にやさしい循環型社会を構築するためには重要であると考えます。 上下水道局では健全な水循環の確保と水質保全に向けて取組を進めていきます。	13	水源保全事業	C	
		14	安全な飲料水の確保	B	
		15	水資源の有効利用の推進	B	
	良好な水環境の創出 下水道事業は、家庭や工場から排出される汚水をきれいにし、川や海などの公共用水域に戻す役割を担っており、快適な市民生活を実現するためには、下水道機能を健全な状態で維持することが不可欠です。 上下水道局では公共用水域の水質保全を実現し、健全な水循環と良好な水環境を創出するための取組を進めていきます。	16	下水道未整備地域の解消及び水洗化の促進	B	
		17	事業場指導及び水処理センターの適切な水質管理	B	
		18	高度処理の推進	B	
19		合流式下水道の継続的な改善	B		
④環境に配慮した行動の促進 法令や計画に基づく環境管理を適正に行うとともに、環境技術の研究開発と情報発信、環境意識の向上と市民理解の促進に取り組みます。	事業活動における適正な環境管理 川崎市全体の中でも上下水道局は、環境局に次いで温室効果ガスの排出量が多いため、その削減に率先して取り組む必要があります。また、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の改正、並びに川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例(温対条例)の制定により、平成22年4月からは事業者単位で管理や報告を行うことになっており、特定事業者(省エネ法・温対条例)又は特定排出者(温対法)として上下水道局全体で、エネルギー管理や温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。 上下水道局では、環境に配慮した事業活動を推進するための取組を進めていきます。	20	エコオフィスの推進	A	
		21	省エネ法に基づくエネルギー管理の取組	A	
		22	温対法及び温対条例に基づく温室効果ガス削減の取組	A	
	環境技術の研究開発及び情報発信 地球全体での環境問題が深刻化する中、川崎市の優れた環境関連の技術やノウハウの海外への提供を促進する取組を全市的に進めており、上下水道局においても、浄水・汚水の処理をはじめとして、環境技術の研究開発に取り組んでいます。 上下水道局では、環境技術の開発及び国際展開を通じて、地球全体の環境問題の解決に貢献するための取組を進めていきます。	23	ISO14001認証取得・更新	B	
		24	高度処理技術の開発	B	
		25	下水資源の有効利用技術の開発	B	
26		省エネルギー及び新技術の適用に向けた技術開発	B		
環境意識の向上及び市民理解の促進 上下水道事業における環境施策を着実に推進するためには、すべての職員が環境問題に対する意識を高め、環境に配慮して行動するとともに、市民の皆様にも、積極的な情報提供を通じて、上下水道事業と環境問題との関わりを理解していただくことが重要であると考えます。 上下水道局では、職員の環境問題に対する意識の向上を図るとともに、市民の皆様へも環境意識の向上に向けた取組を進めていきます。	27	環境技術の情報発信による国際貢献	B		
	28	職員の環境意識の向上	B		
	29	市民の環境学習の推進	B		
	30	広報活動による環境情報の提供	B		
	31	環境報告書・環境会計の公表	B		